

四日市市公共下水道都市計画決定図書作成業務委託
一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、四日市市において、公共下水道計画を定めるに当たり、特記仕様書に示す事項に係る、都市計画法第14条に規定する都市計画の図書を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って四日市市の契約約款に定めるもの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者・照査技術者届 (ニ) 職務分担表
(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））とし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。また、照査技術者は、技術士（上下水道部門（下水道））とし、業務内容の照査を行わなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るために、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

(1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に四日市市の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、四日市市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

四日市市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、四日市市、受注者の協議によるものとする。

第2章 図書の作成

2.1 一般的事項

受注者は、図書の作成に当り、他の都市計画との関連性について考慮し、問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

(1) 業務は、十分協議打合せの後施行するものとする。

(2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。

(3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 図書の作成

受注者は、四日市市の提供した資料、受注者の調査した事項及び関係者の打合せ結果等を、十分検討した後、関係法令を遵守し、別紙「標準業務内容」に基づき作成するものとする。

2.4 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認ならびに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 計画図書

(イ) 計画書

(ロ) 計画図

①下水道計画総括図（縮尺 1/25,000 程度） 都市計画総括図 5 部

②ポンプ場、終末処理場、計画平面図（縮尺 1/1,000 程度） 白焼き着色 5 部

(2) その他参考図書

(3) 打合せ議事録

(4) 電子成果品一式

第4章 参考図書

4.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引（日本水道新聞社）
2. 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
3. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
4. 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
5. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
6. 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（日本下水道協会）
7. 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
8. 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
9. 下水汚泥広域利活用検討マニュアル（日本下水道協会）
10. 新都市計画の手続（都市計画協会）
11. 広域化・共同化計画策定マニュアル（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）

四日市市公共下水道都市計画決定図書作成業務委託
特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「四日市市公共下水道都市計画決定図書作成業務委託一般仕様書」第1章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

2. 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

- 令和6年度に基本設計を策定した阿瀬知ポンプ場及び阿瀬知第二ポンプ場について、都市計画施設の位置付け（変更）を行う。

「標準業務内容」

作業項目	作業内容(区分)
1. 基本事項の打合せ	要望事項の打合せ 計画決定作業方針打合せ
2. 総括図	下水道計画総括図の作成
3. 計画図	ポンプ場計画図の作成
4. 計画書	計画書の作成 理由書の作成
5. 参考図書	計画概要図の作成 都市計画審議会用関連図書の作成 ポンプ場水位関係図の整理
6. まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査

(参考:既決定内容) ※区域変更なし

都市計画決定（単独公共下水道・流域関連公共下水道）

(汚水・雨水計画共)

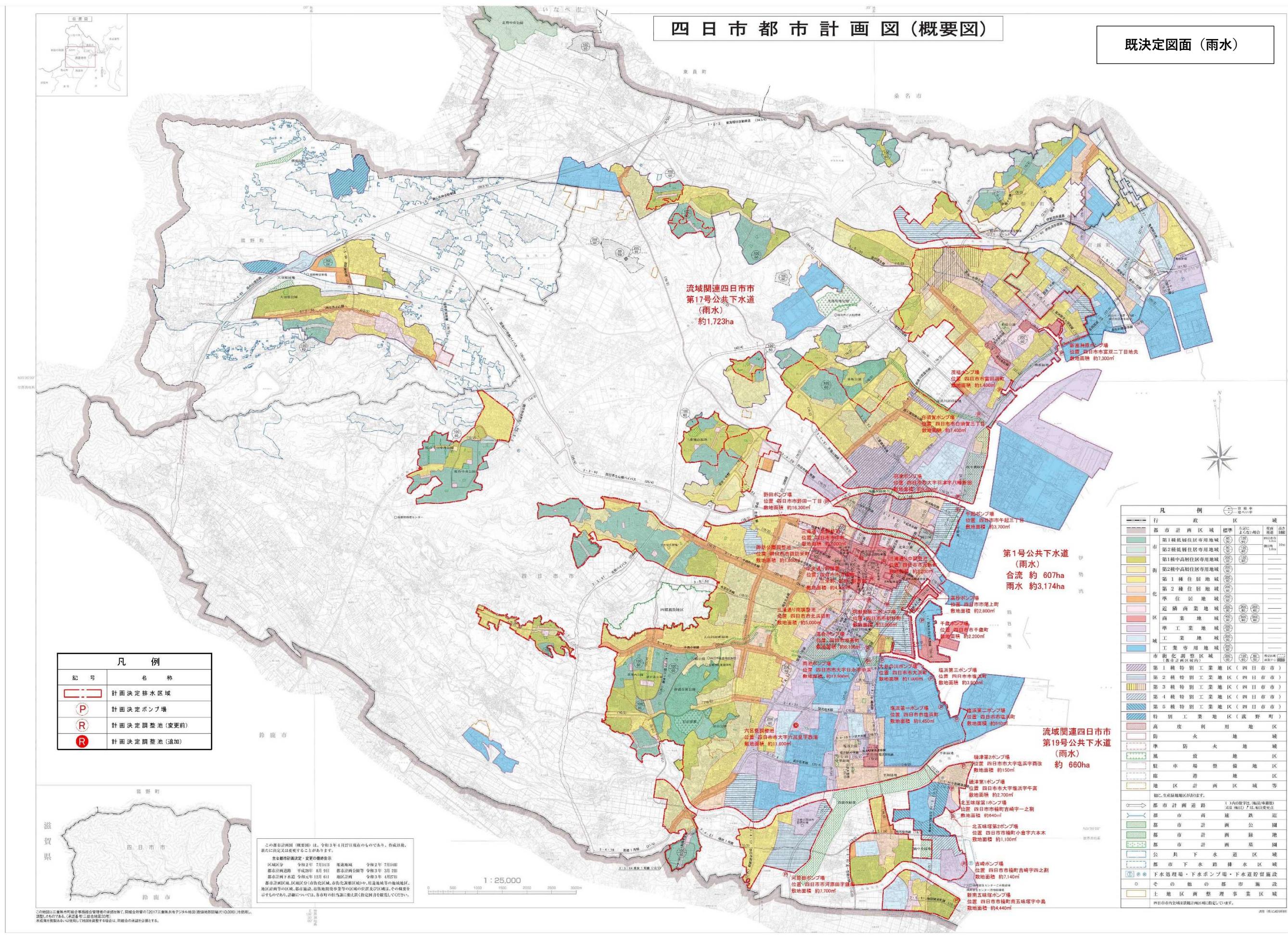
面積 6,294 ha 区域は別添図のとおり

対象面積表

処理区	下水道の名称	面積(ha)				備考
			合流	汚水	雨水	
日永	第1号公共下水道	3,398	607	2,791	3,174	
北部	第17号公共下水道	2,236	—	2,236	1,723	
南部	第19号公共下水道	660	—	660	660	
合計		6,294				

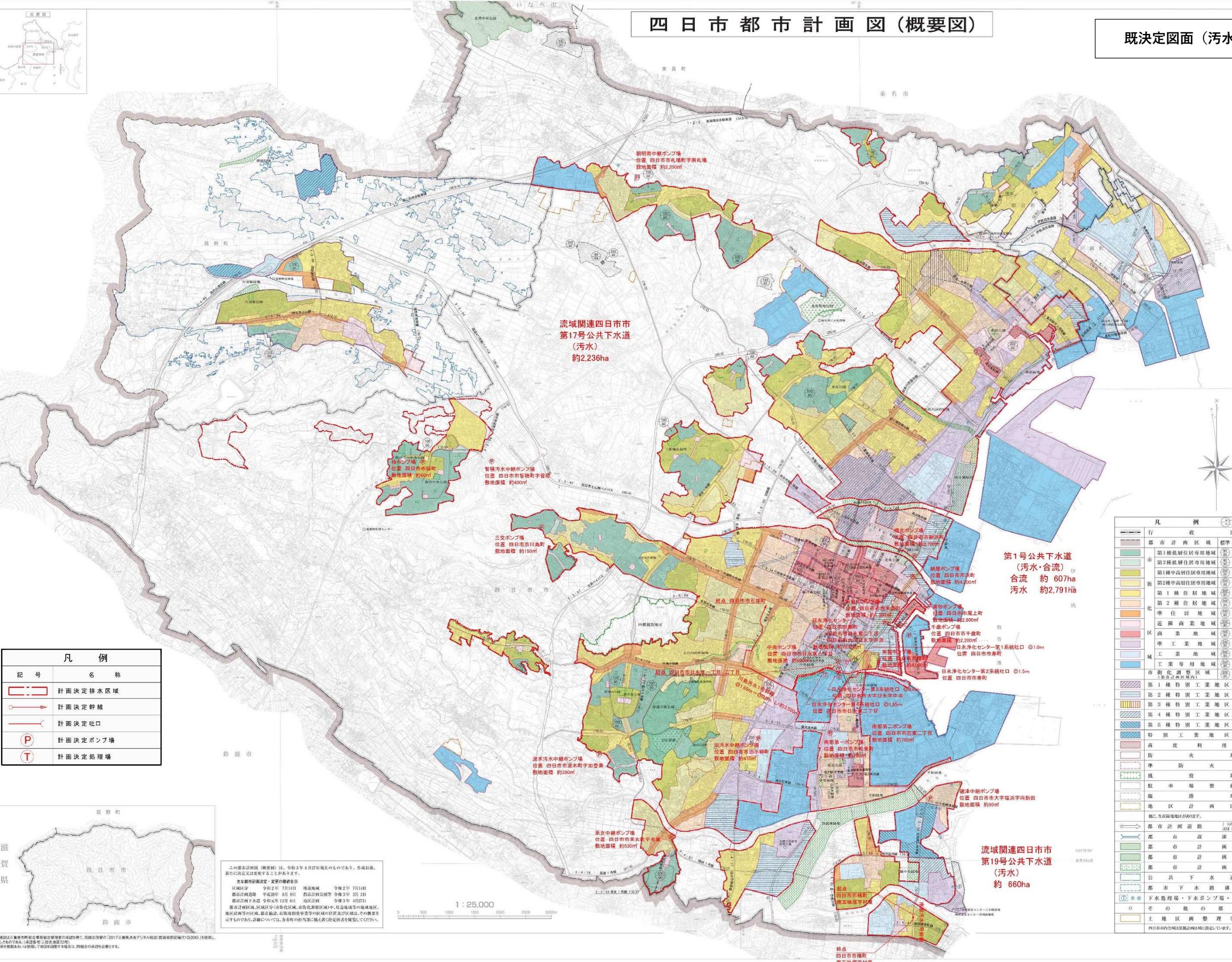
四日市都市計画図(概要図)

既決定図面（雨水）



四日市都市計画図(概要図)

既決定図面（汚水）



【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力をすること。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）（1）（2）の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

（1）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（2）（1）に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。